

指令水第 599 号

島根県松江市御手船場町 575 番地
漁業協同組合 J F しまね
代表理事会長 岸 宏 様

水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 124 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり命じます。

令和 3 年 9 月 30 日

島根県知事 丸山 達也

記

1 命令の内容

- (1) 令和 3 年 7 月 9 日付け指令水第 372 号で命じた水産業協同組合法第 124 条第 1 項に基づく業務改善命令に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、令和 3 年 12 月 31 日までに役員を改選すること。
- (2) 上記 (1) の結果については、上記 (1) の役員改選に係る総代会終了後 7 日以内に役員改選が適正に行われたことを証する書類を添付の上、島根県知事に書面により報告すること（提出先：島根県農林水産部水産課）。

2 理由

貴組合が令和 3 年 6 月 9 日に開催した役員推薦会議については、貴組合の定める役員選任規程（定款附属書）及び規約に則り開催され、有効に決議されているにもかかわらず、同規程第 3 条第 6 項に基づく公告を行わず、役員選任の議案を総代会に提案しなかった。

現在、役員任期が満了しているにもかかわらず、新たな役員が選任されていない状況にある。水産業協同組合法に基づく経過措置として、既に任期を満了した役員が組合運営を継続している状況であり、早期に組合員の信任を得た新役員による運営となるよう是正する必要がある。

この状況を踏まえ、令和 3 年 7 月 9 日付け指令水第 372 号で、水産業協同組合法第 124 条第 1 項に基づく行政処分として、令和 3 年 6 月 9 日に開催した役員推薦会議で決定した役員候補者を貴組合の役員選任規程（定款附属書）第 3 条第 6 項に基づき公告の上、令和 3 年 8 月 10 日までに総代会を開催し、役員選任の議案を提案し、その結果を令和 3 年 8 月 20 日（金）までに島根県知事に書面により報告することを命じた（以下「業務改善命令」という。）

が、貴組合からは、8月10日までに臨時総代会を開催せず、また、裁判での係争を理由に業務改善命令に応じないとの報告があったところ（令和3年8月20日付け3漁しまね第49号）。

このことから、現在の貴組合の役員体制では、業務改善命令を踏まえた必要な手続を進める見込みがないことから、役員改選を命じるものである。

なお、貴組合からは、当該役員改選命令に係る聴聞への出頭に代えて陳述書が提出されたが、当該聴聞の主宰者から、行政手続法（平成5年法律第88号）第24条第3項の報告があり、貴組合の主張は「不利益処分の原因となる事実」の根拠を覆す具体的な理由があるとは認めがたいとの意見が示されており、当該役員改選命令はこの意見にも沿ったものであることを申し添える。

（留意事項）

本件役員改選命令は、現行の役員が、業務改善命令に従わず、今後も必要な手続を進める見込みがないことから、役員改選を命じるものである一方、業務改善命令は、令和2年度の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする役員の任期満了に伴う役員選任手続に問題があったことに対して是正を命じるものであり、それぞれ目的が異なるものである。

なお、業務改善命令に対しては、貴組合から違法であるとして、松江地方裁判所に命令取消請求が提起され、現在係争中であるが、訴えの提起は、その処分の効力を妨げないとされている（行政事件訴訟法第25条）ことから、業務改善命令の効力は有効であるため、今回、それに従わなかったことを理由として役員改選命令を発出するものである。

3 教示

この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできる。